

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月10日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530004

研究課題名（和文）14世紀日本の社会秩序形成・維持過程における
在野の法知識・法技能に関する研究

研究課題名（英文）The roles played by nongovernment individuals with legal knowledge
and expertise in the structural change of social order in 14th century Japan

研究代表者

渡邊 正男（WATANABE MASAO）

東京大学・史料編纂所・准教授

研究者番号：80230994

研究成果の概要（和文）：日本における社会秩序構造の転換期と目される14世紀において、在野の法知識・法技能が、社会秩序の形成・維持に果たした役割を実証的に解明することを目的として、野にありながら、高度な法知識・法技能を有し、訴訟の場で法を利用して活動する者達、地頭代および沙汰雑掌について、関連史料を収集し、検討した。また、14世紀の訴訟関係史料として貴重でありながら未紹介のままであった紙背文書を中心とした諸史料について、史料紹介を行った。

研究成果の概要（英文）：Recent research on Japanese medieval history has argued that the social order changed structurally in 14th century. In this research, I clarified the roles played by Jitodai(地頭代) and Zassho(雑掌), nongovernment individuals with legal knowledge and expertise, in 14th century. And I introduced some Shihai-monjo(紙背文書), documents appearing reverse side, concerning the judicial system in that era.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史

1. 研究開始当初の背景

近年、日本歴史学および法制史学の分野では、社会構造の転換期としての14世紀が注目されている。特に社会秩序構造の変化に則していえば、その内容は、権力が法によって示す秩序と、地域社会に事実として存在する秩序とが、乖離した状態でそれぞれある程度有効に機能するという構造から、権力による法が非局所的・抗事実的な性格を獲得し、地域社会の秩序に対して現実的な影響を及ぼ

し、両者がある程度整合的な状態で機能するという構造への変化である（笠松宏至『徳政令—中世の法と慣習—』（岩波書店、1983年）・新田一郎『日本中世の社会と法 国制史の変容』（東京大学出版会、1995年）・『新体系日本史 2 法社会史』（山川出版社、2001年）新田一郎執筆部分等）。しかしながら、この構造変化は、いまだ理論的な見通しとして提示されている部分が多く、個別の事例から実証的に検証されたとは

言い難い。

研究代表者は、この研究動向を受け、個別の論点、個別の事例の実証的検討を進めることによって、14世紀社会秩序構造変化の内実を明らかにし、提示されている見通しを批判的に検証するとともに、新たな論点を模索してきた。「外題安堵法」の再検討（『日本歴史』第674号、2004年7月）では、延慶2（1309）年の鎌倉幕府追加法について、安堵の実態を踏まえて、その立法意図と現実的機能を明らかにしたが、安堵をめぐる訴訟の事例検討の中で、高度な法知識・法技能を有する御家人山田道慶を見出した。「延文二年の追加法」（『室町時代研究』第2号、2008年3月）では、従来まったく無名であった延文2（1357）年の室町幕府追加法を再評価したが、関連してとりあげた「応安半済令」の適用事例から、東寺の訴訟を一手に引き受ける沙汰雑掌頼憲の活動の重要性を指摘した。

権力による法と地域社会の秩序とは様々な回路で接触するが、訴訟の場が最も重要な回路の一つであることは言を俟たない。ゆえに、彼等、民間にありながら高度な法知識・法技能を有し、訴訟の場において法を利用する者達に関する検討は、法の機能・効力を解明する上で不可欠であり、法をめぐる社会秩序構造の変化の検討においても重要と言え、その具体的役割を実証的に解明することが必要であると認識された。

2. 研究の目的

本研究は、14世紀日本における社会秩序構造変化の内実を明らかにするために、在野の法知識・法技能が、社会秩序の形成・維持に果たした役割を実証的に解明する。具体的には、野にありながら、高度な法知識・法技能を有し、訴訟の場で法を利用して活動する者達、武家においては地頭代、公家・寺社等においては沙汰雑掌を対象とし、その全体としての広がりやを把握するとともに、彼等が個々に有する法知識・法技能について、それらが訴訟の場でどのように機能したか、どのような役割を果たしたかを、個別事例に則して検討することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 14世紀の訴訟関係史料の網羅的収集・検討による、高度な法知識・法技能を有する主体の抽出と関連する事例の集積

14世紀の訴訟関係史料を網羅的に収集・検討し、高度な法知識・法技能を有する主体を抽出する。この作業によって、当該時期、彼等のような存在が一般的なものであったのか、特殊なものであったのか、その全体的広がりやを、時期的変遷も考慮しつつ把握する。収集対象の中心となるのは、研究代表者

の所属する東京大学史料編纂所架蔵の史料原本・写本・刊本であるが、同所未調査の史料についても調査を行い、視野に収める。特に、紙背文書には良質かつ未調査の訴訟史料が多く存在する可能性が高いので、近畿地方所在の寺院をはじめとした諸機関所蔵の典籍類紙背文書を対象とした調査を実施し、撮影および焼付購入によって史料を収集する。

(2) 抽出した主体に関する、個々の有する法知識・法技能の具体像とその出自や経歴の解明、および、集積した個別訴訟事例の分析

抽出した主体の個々について、彼等の有する法知識・法技能を具体的に明らかにする。また、その出自や経歴を解明し、彼等の法知識・法技能の由来するところを検討する。さらに、個別の訴訟事例について、先行研究を参照しつつ、彼等の法知識・法技能が、訴訟を通して社会秩序の形成・維持のためにどのように機能したかを、事例に則して明らかにし、それらの時期的変遷を考慮することによって、法をめぐる社会秩序構造の変化過程において果たした具体的役割を実証的に解明する。

(3) 未紹介史料の翻刻・紹介

上記(1)によって収集した史料のうち、重要でありながら未だ紹介されていないものについて、随時翻刻・紹介する。

4. 研究成果

(1) 14世紀の訴訟関係史料の網羅的収集・検討による、高度な法知識・法技能を有する主体の抽出と関連する事例の集積

高度な法知識・法技能を有する主体として、訴訟において代理を務める地頭代・沙汰雑掌に注目して、関連史料の網羅的収集を進めた。しかしながら、史料表記上の「地頭代」・「雑掌」に関する史料は、まさしく枚挙に暇なく、膨大な量に上った。その中から、主に年貢徴収等の所務を担当する者達を選び分け、もっぱら訴訟を担当する者達のみを抽出すること自体に、個別事例に則して地頭代・雑掌個々の活動内容を詳細に検討する作業が不可欠であると再認識された。そのため、全体としての広がりやを把握するという視点での作業より、個別事例の検討を優先して作業を進めることとした。

(2) 抽出した主体に関する、個々の有する法知識・法技能の具体像とその出自や経歴の解明、および、集積した個別訴訟事例の分析

① 薩摩国御家人山田道慶に関する検討

山田道慶（宗久）は、島津氏の諸流山田氏の第三代で、薩摩国谷山郡山田・上別府村地頭職を相伝し、鎌倉時代末から南北朝初にかけて、谷山郡司との間で激しい相論を繰り返

したことで知られている。しかし、この相論と並行して、伊作荘日置郷地頭伊作道意（久長）・道恵（宗久）父子の代官として訴訟を請け負っていたことは、注目されてこなかった。元亨4（正中元、1324）年の1年間のみを例に採ってみても、谷山郡司との相論を継続しながら、地頭代として、日置北郷について7月・8月・11月、日置新御領について12月に雑掌との和与を成立させ、同時に自らが訴人となって、3月と11月に鎮西探題から裁許を得ている。

この様に、道慶はその活動期間に涉って常時複数の訴訟を進行させており、まさしく法知識・法技能を駆使して訴訟の場で活動する者であることが確認された。彼の法知識・法技能の具体像については、職と所務とに分けて同時に訴訟を進める等、興味深い事例が見られ、更に検討を深めていきたい。

②東寺を中心とした雑掌に関する検討

雑掌について、訴訟を担当する沙汰雑掌と所務を担当する所務雑掌（預所）との存在が指摘される一方、赤松俊秀氏（「雑掌について」『古文書学研究』創刊号、1968年6月）以来、「沙汰未練書」の記述を根拠として、鎌倉時代における両者の区別を疑問視し、むしろ雑掌と預所とに峻別されるとする説もある。しかし、事例収集によって、沙汰雑掌と「所務雑掌」とを明確に区別して記述する史料から、両雑掌の存在は否定できないこと、「預所職請文」を「雑掌職請文」とする史料等の存在から、両者の峻別は直ちには認められないことが確認できた。

東寺の沙汰雑掌については、貞和2（1346）年、頼慶の「六方御領等沙汰雑掌職」補任による整備以前の雑掌について検討し、もっぱら訴訟を担当し「沙汰雑掌」と呼ばれる雑掌の存在を、請文等から確認できた。頼慶以後を含めた史料の総量は極めて多く、本格的検討は今後の課題とせざるを得ない。

雑掌の法技能・法知識の由来については、南北朝期東寺の沙汰雑掌について、「所伝文書并書籍等」「諸御領文書・符案并申状草案等」の蓄積が指摘されているが（本郷恵子「中世の雑掌とその妻」『UP』315号、1999年1月）、鎌倉時代末の沙汰雑掌推薦文書において、六波羅探題の近親者で「於武家馴沙汰候」（六波羅探題での訴訟になれている）ことが推薦理由に挙げられており、六波羅探題との関係に由来するものにも留意する必要がある。この点についても、引き続き事例に則した更なる検討を進めていきたい。

(3)未紹介史料の翻刻・紹介

①大覚寺所蔵「儼避羅抄」紙背文書の翻刻・紹介

「儼避羅抄」は、勸修寺慈尊院第6世で、

神護寺別当・東寺一長者も務めた栄海（1278～1347）が、血脈・灌頂・印信等について、諸書を引いて解説し、評論を加えたもの。全19巻のうち、大覚寺所蔵の栄海自筆本巻2・16・17の料紙の一部には紙背文書が存在するものの、料紙は切り継ぎが繰り返されたため、原状復元には十分な検討が必要であり、また、全体に裏打が施され、裏書と重なる部分もあるため、解読は困難であった。

しかし、大覚寺の御厚意により、詳しく原本調査を行う機会に恵まれたため、紙背文書の原状を復元し、『室町時代研究』第3号において、全文を翻刻・紹介した。室町幕府開創期の賦に関する史料等、14世紀の訴訟制度に関する研究での今後の利用が期待される。

②陽明文庫所蔵洞院家旧蔵記録典籍類紙背文書・毘沙門堂門跡所蔵洞院家旧蔵史料・慶應義塾大学文学部古文書室所蔵文書の翻刻・研究

陽明文庫所蔵洞院家旧蔵記録典籍類紙背文書と慶應義塾大学文学部古文書室所蔵文書の中には、本来一括して洞院家に伝来した、一連の訴訟関係史料が含まれている。また、毘沙門堂門跡所蔵洞院家旧蔵史料は、慶應義塾大学文学部古文書室所蔵文書の写であるが、相剥ぎによって失われた2次利用面（典籍類）の情報を保存している。

本史料は、毘沙門堂所蔵史料を京都大学が影写した「山科毘沙門堂記録」、ないしは慶應大学所蔵文書の写本と思しき史料編纂所所蔵「文殿訴訟関係文書写」によって利用されてきた。しかしながら、分散して伝来した陽明文庫所蔵洞院家旧蔵記録典籍類紙背文書は全くの未紹介であるのみならず、先行研究においては、写本の誤写に起因する間違った理解も見られる状態であった。

各史料所蔵者の御厚意により、詳細な原本調査を実施できたため、紙背文書の原状を復元し、全文を翻刻するとともに、洞院家を中心とする史料の伝来について検討した。これによって、本史料が得宗による公家領安堵に関する貴重な事例であることが明らかになった。他の関連事例とあわせて検討を進め、近日中に論文として公表する予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

①渡邊正男「大覚寺所蔵「儼避羅抄」紙背文書」『室町時代研究』第3号65～84頁、査読無、2011年10月

②渡邊正男「2011年の歴史学会一回顧と

展望— 日本（中世）鎌倉時代』『史学雑誌』
第121編第5号、78～80頁、査読無、
2012年5月

〔学会発表〕（計1件）

①渡邊正男「14世紀日本における社会秩序形成・維持構造の変化」東京大学リベラルアーツ・プログラム南京大学特設講演、
2012年3月21日、南京・南京大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡邊 正男 (WATANABE MASAO)
東京大学・史料編纂所・准教授
研究者番号：80230994

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし